

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県がん対策推進条例（埼玉県条例第五十四号）（疾病対策課）

一 趣旨

がん対策に関し、県、県民、医療関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進するための条例

二 内容

(一) 県の責務

関係機関と連携して、がん対策に関する総合的な施策を策定し、実施する。

(二) 県民、医療関係者及び事業者の責務

がん検診の積極的受診、良質ながん医療の提供、県の施策への協力など、それぞれの努めるべき責務について定める。

(三) がん対策推進計画

がん対策推進計画の策定・変更手続等について定める。

(四) がん対策に関する施策の基本となる事項

ア がんの予防の推進

イ がんの早期発見の推進

ウ がん医療の充実

エ 緩和ケアの充実

オ がん患者等に対する支援の充実

カ がん対策に関する情報の提供

キ 特定のがん対策の推進

ク がん登録の推進

ケ がんに係る研究の促進等

三 施行期日

平成二十六年四月一日